



公共交通空白地域への対応  
について

平成25年10月 南区役所

# 熊本市公共交通基本条例

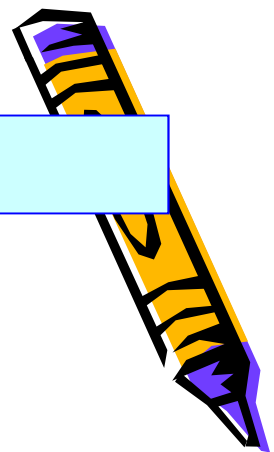
条例施行日

平成25年4月1日施行

目的

## 第1条

この条例は、市、市民、事業者及び公共交通事業者の責務、公共交通の維持及び充実に関する施策の基本となる事項を定めることにより、公共交通の維持及び充実を図るための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共交通により円滑に移動することが可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。



# 熊本市公共交通基本条例

## 公共交通空白地域等への対応

### 第9条第1項

市は、公共交通空白地域において、当該公共交通空白地域に居住する住民が組織する団体及び公共交通事業者と協働して、公共交通による移動手段の確保のために必要な施策を講ずるものとする。

バス停や鉄道駅から1 km以上離れた公共交通空白地域に対応したコミュニティ交通制度を整備

予約制の「**デマンドタクシー**」の導入

南区の公共交通空白地域

<富合校区>

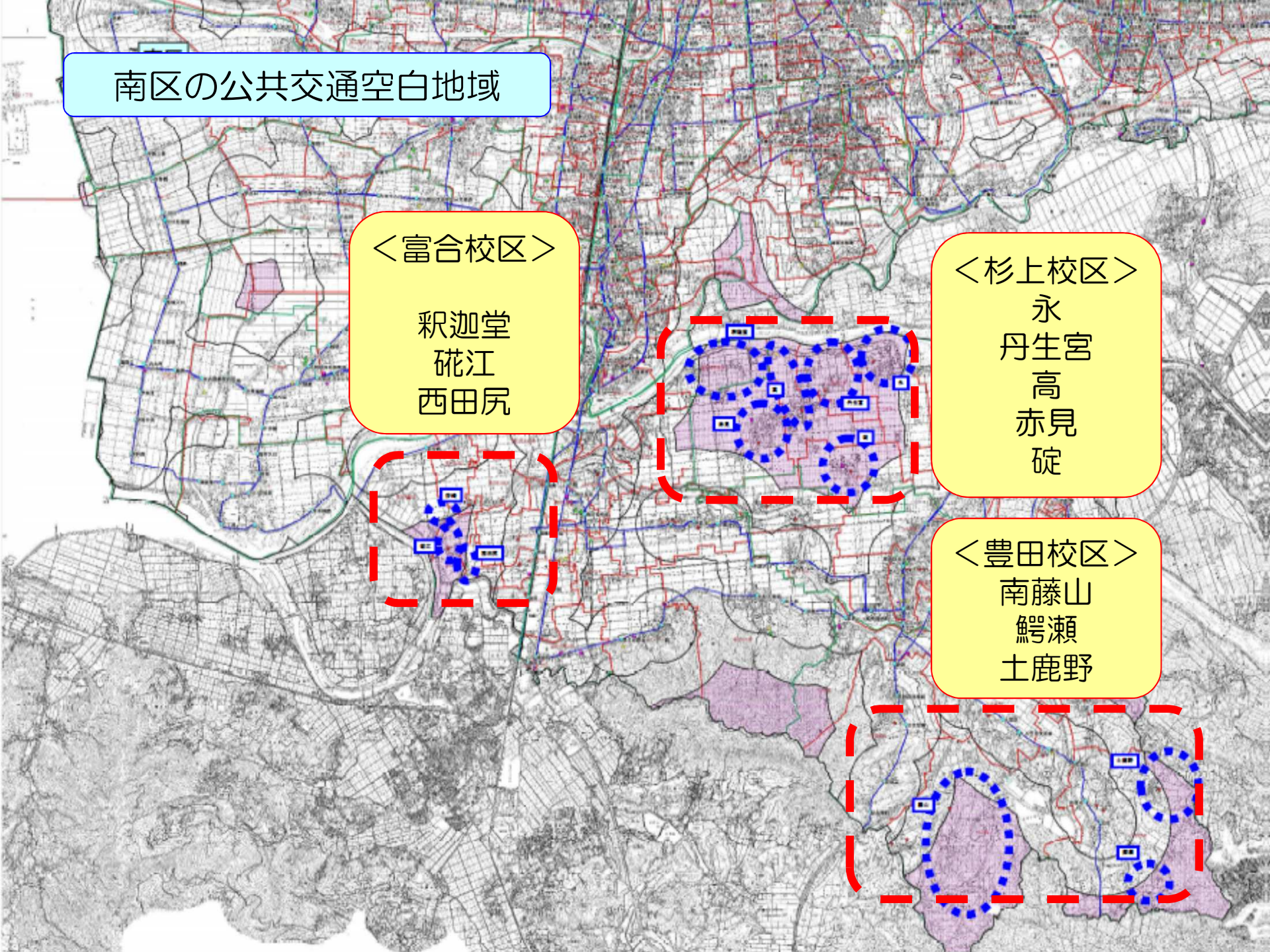
釈迦堂  
碓江  
西田尻

<杉上校区>

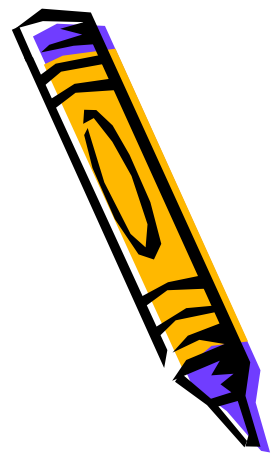
永  
丹生宮  
高  
赤見  
碓

<豊田校区>

南藤山  
鰐瀬  
土鹿野



# ◆ デマンドタクシー導入の流れ



## 〈役割分担〉

### 交通空白地域自治会等

- ◆ 導入検討
- ◆ 地域へのアンケート配布
- ◆ 運行協議会の設立
- ◆ 積極的な利用 等

協力

協力

### 運行事業者

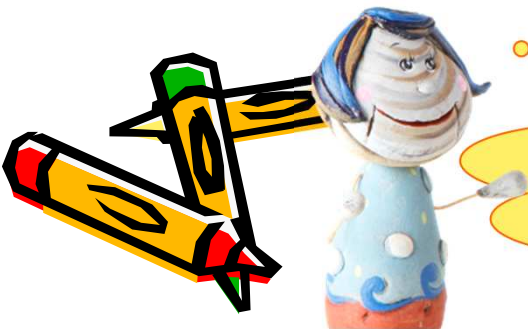
- ◆ 運行の法的手続き
- ◆ 効率的な運行 等

協力

### 行政

- ◆ アンケートをもとに運行計画の策定
- ◆ 運行協議会設立支援
- ◆ 運行事業者への補助金の交付 等

デマンドタクシー導入にあたっては、このような役割分担で、3者協働で取り組んでいきます。



# ◆デマンドタクシー導入の流れ

〈作成の流れ〉

手順①

地域で・・・  
コミュニティ交通導入の検討

手順②

導入が決まれば・・・  
住民アンケートの実施

手順③

運行ルート案が出来れば・・・  
地域での運行協議会の立ち上げ

手順④

運行協議会で・・・  
具体的な運行ダイヤ等運行計画の確定

手順⑤

運行が決まれば・・・  
地域での周知及び積極的な利用

